

旅券(パスポート)申請のご案内

新潟県

申請は、**電子申請**または**窓口申請**のいずれかの方法で行っていただきます。

【電子申請】

署名用電子証明書が有効なマイナンバーカードを用い、マイナポータルからオンラインで申請し、住民登録のある市町村窓口で旅券の交付を受けます。

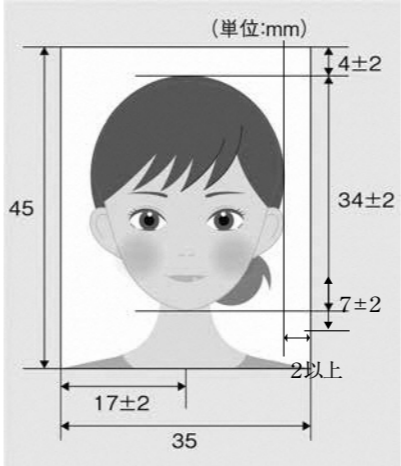
※電子申請は、補正に時間がかかる場合があるため、お急ぎの場合は、窓口申請をご利用ください。

【窓口申請】

住民登録のある市町村窓口で紙の申請書を提出し、同じ窓口で旅券の交付を受けます。

【申請に必要な書類】

(旅券発給手数料は旅券受取時に必要です。手数料については4ページをご覧ください。)

<p>①一般旅券発給申請書 1通 ※折り曲げ厳禁</p>	<p>・申請書は5年旅券用と10年旅券用があります。(申請時に18歳未満の方は5年旅券のみ、18歳以上の方は10年旅券のみ申請できます。) ※年齢は誕生日の前日に1歳加算されます。 ・旅券の記載事項(氏名、本籍等)に変更がある方、査証欄に余白のなくなった方で現在の有効旅券と有効期間が同一の旅券を申請する場合は、残存有効期間同一旅券用の申請書をお使いください。ただし、この申請は18歳以上の方のみ可能です。</p>
<p>②戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 ※提出日前6か月以内に発行された原本</p>	<p>・有効期間内の旅券をお持ちで切替申請をする場合、氏名・本籍地の都道府県名に変更のない方は提出を省略できます。 ・電子申請では、戸籍とデータ連携されるため、紙での提出は不要です。 ※同一戸籍の家族が同時に申請する場合は、1通で共用できます。</p>
<p>③写真 1枚 (申請日前6か月以内に撮影されたもの)</p>  <p>※写真は貼らずに裏面下方に氏名を記入のうえ、お持ちください。</p>	<p><写真の規格> ・たて45mmよこ35mm(頭頂からあごまで34mm±2mm、左右の余白2mm以上) ・本人のみが無帽で正面を向き、ふちなし、背景は模様や影がなく、グラデーションでないもの。 <旅券用写真として不適切なもの> ・顔が不鮮明な写真。変色、傷、汚れ、しわのある写真。スナップ写真。 ・左右反転や加工してある写真。 ・顔が左右に傾いている写真。 ・サングラスやマスクをつけている写真。 ・幅広いヘアバンドや大きな装飾品等で頭部や目、耳、鼻、唇等が隠れている写真。 ・眼鏡のフレームやレンズの光の反射が目にかかっている写真。 ・フラッシュ等により瞳が赤く写ったり、反射で瞳の形が分からない写真。 ・瞳の色や大きさを変えるコンタクトレンズ等を使用し、瞳の色や大きさが実際と異なる写真。 ・長い前髪や影により目や顔の輪郭が隠れる写真。 ・頭髪や服が背景と同系色で輪郭が見分けにくい写真。 ・泣いたり、笑ったりして、表情が平常と著しく異なる写真。 ※詳しい写真の規格は、外務省ホームページの「パスポート申請用写真の規格」を参照</p>
<p>④本人確認の書類 有効な原本(コピーは不可)</p> <p>※原則、本人確認書類の氏名、生年月日、性別、氏名の読み方、住所、本籍等が申請書の記載内容と一致している必要があります。</p> <p>代理人が提出する場合、「本人確認書類」は申請者と代理人両方の書類が必要です。(代理人は右のうち1点で可)</p>	<p>①次のものは、いずれか1点 日本国旅券(失効後6ヶ月以内のものを含む)、マイナンバーカード 運転免許証、官公庁等の身分証明書(写真のあるもの)など ②次のものは、いずれか2点(イ+ロ)または(イ+イ)の書類 イ 各種資格確認書(健康保険、国民健康保険、共済組合、後期高齢者医療、船員保険等)、国民年金証書(手帳)、厚生年金証書(手帳)、共済年金証書、恩給証書等、介護保険被保険者証、印鑑登録証明書と実印など ロ 次のうち写真が貼ってあるもの 学生証(中学生の生徒手帳は写真なしでも可)、会社の身分証明書 公の機関が発行した資格証明書、失効旅券(本人が確認できるもの)など ※小学生以下の場合「健康保険証+母子健康手帳」など</p>
<p>⑤前回取得した旅券</p>	<p>・有効期限内の旅券をお持ちの方は、有効旅券の提示がないと申請できません。 ・過去に旅券を取得した方は、失効していても前回の旅券をお持ちください。</p>

※その他 次の場合に提出が必要となります。

◎**住民票** 住民登録地以外の県内居住地で居所申請する場合

◎**印鑑** 本人確認のために印鑑登録証明書を提出する場合

※有効旅券を紛失、焼失又は損傷した場合は、**旅券窓口(4ページ参照)**にお問い合わせください。

《ご注意》旅券番号は、旅券発給のたびに変わります。(交付前の確認はできません)

申請についてのご注意

有効期間内の申請(切替申請)

- 次の方は新しいパスポートに切り替えることが出来ます(ただし、残存有効期間は切り捨てになり、旅券番号は変わります)。
①有効期間が残り1年未満となった方 ②査証欄に余白のなくなった方 ③結婚などにより旅券面の記載事項に変更があった方
②及び③の方のうち18歳以上の方については、現在の旅券と有効期間が同一の旅券(残存有効期間同一旅券)を申請することもできます。

申請書類の代理提出

- 申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」に必要事項を記入して、代理提出の申し出をしてください。
ただし、お持ちの旅券を紛失、焼失、損傷した方、居所申請(一時帰国を含む)の方、刑罰関係等に該当する方は、代理提出はできません。
・申請には、1ページの①～⑤の書類のほか、代理人自身の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)も必要です。
・申請書の次の3つの欄は、必ず申請者本人が記入してください。
ア) 表面の「所持人自署」及び「刑罰等関係」イ) 裏面の「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄

未成年者の申請

- 申請できる旅券の種類は、有効期間5年の旅券です。
○申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者(父または母)もしくは、後見人の署名が必要です。
※親権者が遠隔地に在住されている場合等は、親権者の署名がある「同意書」の提出で差支えありません。

住民登録地以外の県内居所地での旅券申請(居所申請)

- 次の場合は、居所の市町村で申請ができます。(電子申請については、居所居住の理由が就労・就学の場合のみ可能です。)
①住民登録地以外の県内の居所に居住していることが書類で確認できる場合
②海外からの一時帰国者で県内に滞在している場合など ※居所申請の場合、代理提出はできません。

居所を確認できる書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・学校所在地が記載されている学生証または在学証明書 ・会社発行の在籍証明書 ・船員手帳 ・居所の公共料金の請求書(申請者名義で直近のもの) ・有効な査証 ・滞在許可証 など
--------------	--

刑罰等関係の該当者

- 申請書の「刑罰等関係」に該当する方は、別途手続きが必要です。必ず事前に県旅券窓口にご相談ください。

その他

- 非ヘボン式ローマ字表記や別名併記の希望者(外国人との婚姻等の場合)氏名の非ヘボン式ローマ字表記、別名併記を希望される方は、表記の確認に必要な書類を提出いただく必要がありますので、事前にご相談ください。

旅券の受領について

- ・受け取りは必ず**本人**が申請した窓口においてください。
- ・申請した日から**6か月以内**に必ずお受け取りください。

※受取可能日を下記URLまたは右のQRコード「パスけん」で確認することができます。

<http://www.epassport.ezairyu.mofa.go.jp/RP/sr/?cs=1500>

交付予定日 申請日から約2週間後(土、日、祝日、年末年始等を除く)。※補正に要した日数を除く。



旅券窓口のご案内

旅券の申請、交付の窓口は、

申請者が**住民登録している市町村**です。

(※関川村に住民登録のある方は、村上市役所(本庁舎)が旅券窓口となります。)

【市町村旅券窓口】

市町村	電話番号	市町村	電話番号
新潟市	025-226-7744 (NEXT21 2階)	上越市	025-520-5687
長岡市	0258-39-2295	阿賀野市	0250-61-2473
三条市	0256-34-5637	佐渡市	0259-63-5112
柏崎市	0257-21-2200	魚沼市	025-792-1112
新発田市	0254-28-9101	南魚沼市	025-773-6661
小千谷市	0258-83-3509	胎内市	0254-43-0301
加茂市	0256-52-0080	聖籠町	0254-27-2111
十日町市	025-755-5058	弥彦村	0256-94-3132
見附市	0258-63-2702	田上町	0256-57-6115
村上市	0254-53-2111	阿賀町	0254-92-5761
燕市	0256-77-8126	出雲崎町	0258-78-2294
糸魚川市	025-552-1511	湯沢町	025-784-3453
妙高市	0255-74-0009	津南町	025-765-3113
五泉市	0250-43-3911	刈羽村	0257-45-3915
		粟島浦村	0254-55-2111

※複数窓口をもつ長岡市、村上市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市は、代表窓口を掲載しています。
※代表窓口は、新潟市以外は市役所または町村役場内です。
※受付時間等、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

【県旅券窓口】

新潟県内の住民登録地から、住民登録地以外の市町村に通勤、通学等しているため、住民登録地での申請が困難な場合は、新潟県パスポートセンターで申請できます。この場合、代理提出はできません。

■新潟県パスポートセンター(朱鷺メッセ内)
新潟市中央区万代島5番1号万代島ビル2階 025-290-6670

申請受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:30(受取は17:00まで)
(土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

旅券発給手数料(新規・切替・残存有効期間同一)

区分	手数料		内 訳			
			国手数料		新潟県手数料	
	電子申請	窓口申請	収入印紙	キャッシュレス決済・納付書	電子申請	窓口申請
10年	18歳以上	8,900円	9,300円	7,000円	1,900円	2,300円
5年	18歳未満	4,400円	4,800円	2,500円	1,900円	2,300円
残存有効期間同一	18歳以上	5,400円	5,800円	3,500円	1,900円	2,300円

※受取期限までに旅券を受領せず、旅券が未交付失効となった場合には、次回申請時に通常より高い手数料を徴収します。
※新潟県手数料は①キャッシュレス決済(窓口でクレジットカード、電子マネー、コード決済)又は②納付書による金融機関での納付となります。

お問い合わせ先

新潟県パスポートセンター 025-290-6670



記入例とご注意

申請書は5年旅券用と10年旅券用があります
 申請時に18歳未満の方は5年旅券のみ、18歳以上の方は10年旅券のみ申請できます。(※年齢は誕生日の前日に1歳加算されます。)
 ただし、旅券の記載事項に変更がある方、査証欄に余白のなくなった方で現在の旅券と有効期間が同一の旅券を申請する場合は残存有効期間同一旅券用となります。(※この申請は18歳以上の方のみ可能です。)

- 黒・濃い青色のボールペン又は黒インクで記入してください。(サインペン又は消えるインクを使用したペンは使用不可)
- 機械で読み取りますので、折ったり、汚したりしないでください。
- 記入ミスをした場合は、修正液等を使わずに二重線で抹消して訂正してください。ただし、所持人自署の訂正はできません。

漢字で書く場合 ローマ字で書く場合 幼児等ひらがなで書く場合

〈所持人自署の例〉 → 万代 渡 Wataru Bandai ばんだいわたる

所持人自署
 サインとして、そのまま旅券に転写されます。必ず申請者本人が署名(サイン)してください。

(代理記名について)
 申請者が未就学の乳幼児又は身体の障害等で署名が困難な場合には、次の順位で代筆ができます。
 ①法定代理人
 ②配偶者
 ③渡航の同行者(付添人)
 その場合、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。

〈代理記名の例〉

万代 ひかり
 万代 幸子(母)代筆

Hikari Bandai
 by S. Bandai (Mother)

署名として良くない例

枠からはみ出しているもの

Wataru Bandai

同じ所を二度書いているもの

万代 渡

インクが薄かったりカスれているもの

万代 渡

新規・切替 (18歳以上で、有効期間が10年の一般旅券を希望する申請者用) 10年用

受理年月日	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="text"/>	受理番号	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="text"/>	確認	
窓口記入欄	<input type="checkbox"/>	有効期間	<input checked="" type="checkbox"/> 10	発行年月日	交付年月日
写真貼付欄 写真貼付用紙(縦向き)に貼付してください。 注意 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦45mm×横35mm 5. ふちなし、頭は前頭から額までが34mm±2mm 6. 顔の中心が写真の中心に一致するようにしてください。 *裏面に氏名を記載してください。		氏名(左詰めで記入) フリガナ(カタカナで記入。濁点及び半濁点は同一マス内に「ガ」「バ」等と記入してください。) 姓 バンダイ 名 ワタル 姓 万代 名 渡 ヘボン式ローマ字 姓 BANDAI 名 WATARU ヘボン式でない表記を旅券面に記載する場合は裏面の氏名欄もご記入ください。			
所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます) 万代 渡		性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 生年月日 <input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/> (年1桁、月1桁、日1桁) 本籍 東京都 千代田区霞ヶ関2丁目2番地 旅券番号 MN5283901 発行年月日 20010914 最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。 BANDAI			
現住所 (住民票に記載の住所) 〒 950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 電話 025 (290) 6670 携帯 090 (1234) 5678 その他勤務先など日中の連絡先 ○○(株) 電話 025 (285) 5511		旅行に同行する方以外を記入してください。 引受人氏名 長岡夕子 引受人住所 新潟市中央区川岸町3丁目18番1号 引受人関係 姉 引受人生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 7年 3月 12日 連絡先電話番号 025 (123) 4567			

(別記第1号様式) **裏面も記入してください** 用紙の大きさはA4

記入しないでください

濁点は同じマスに記入してください。(フリガナは正確に)

戸籍どおりの字で記入してください。

ヘボン式ローマ字の活字体(大文字)で記入してください。

戸籍どおり記入してください。

必ず申請者本人が記入してください。

住民票どおりの住所を記入してください。

旅行に同行する方以外を記入してください。

該当する□にVをつけて下さい。

よく読んで□にVをつけてください。「はい」に該当する方は必ず事前にご相談ください。別途手続きが必要になります。

■ヘボン式ローマ字について、つぎのものは特に誤りやすいので下記のように記入してください。

し→SHI	ふ→FU	しゃ→SHA	ちゃ→CHA	りゃ→RYA	ぎゃ→GYA	じゃ→JA
ち→CHI	じ・ぢ→JI	しゅ→SHU	ちゅ→CHU	りゅ→RYU	ぎゅ→GYU	じゅ→JU
つ→TSU	きゃ→KYA	しょ→SHO	ちょ→CHO	りょ→RYO	ぎょ→GYO	じょ→JO

撥音: B・M・Pの前に「N」の代わりに「M」をおく (例) なんば → NAMBA ほんま → HOMMA
 促音: 子音を重ねる (例) はっとり → HATTORI きっかわ → KIKKAWA
 長音: 「O」や「U」は記入しない (例) おおた → OTA ようこ → YOKO

ただし、「O」を含む長音の場合、「H」を入れてパスポート上に表記することもできます。希望の方は窓口へ申し出てください。

(注) 同一の家族内で姓の表記が異なる場合、入国審査時に支障が生じることもありますので、姓の表記の選択にはご注意ください。原則、選択後は変更ができません。
 (例) おおた → OHTA さとう → SATOH
 (例) こうじ → KOHJI ようこ → YOHKO

この部分は必ず申請者本人が記入してください。記入もれや申請者以外の方が記入した場合は、受付できません。

出発予定日 令和 8 年 8 月 1 日 ※主要渡航先での滞在期間 <input checked="" type="checkbox"/> 3ヶ月未満 <input type="checkbox"/> 3ヶ月以上 ※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にV印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。 ① □ 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② □ 旅券の二重発給を受けようとする場合	
渡航目的(具体的) ②の場合は、二重発給が必要なる理由も記入 今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)	
旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください。(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。)(別名併記の記入例: GAMI(TANAKA))	
(姓) BANDAI (名) WATARU 注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(・、~など)や、数字(日付など)等は記入できません。ただし、別名併記の()は記入可。	
外務大臣 殿 令和 〇 年 〇 月 〇 日 大使 総領事 殿 法定代理人(親権者、後見人など) 署名	
(1点でよい書類) <input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 海技免状 <input type="checkbox"/> 船員手帳 <input type="checkbox"/> 船積簿 <input type="checkbox"/> 船積簿等 (2点必要な書類) <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 宅建取引士証 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状 <input type="checkbox"/> 無線従事者免許証 <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 公費負担者手帳 (3点必要な書類) <input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 国民年金基金 <input type="checkbox"/> 国民年金基金給付書 <input type="checkbox"/> 国民年金基金給付書 (4点必要な書類) <input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済制度 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録簿及び実印 <input type="checkbox"/> 印鑑登録簿及び実印	
申請書類等提出委任申出書 (法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)	

予定が決まっていな場合は、「未定」と記入してください。

申請者が未成年者、成年被後見人の場合は、法定代理人(親権者又は後見人)が署名してください。

記入しないでください

申請書類等提出委任申出書
 代理人が提出する場合は、必ず記入してください。(法定代理人が提出する場合は記入不要です。)

申請者記入
 点線より上の部分は、必ず申請者本人が記入(自署)してください。

引受人記入
 点線より下の部分は、代理人(引受人)が連絡先及び生年月日を記入してください。

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 引受人氏名 長岡夕子 申請者との関係 姉 引受人住所 新潟市中央区川岸町3丁目18番1号	
私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係ったことはありません。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 連絡先電話番号 025 (123) 4567 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 7年 3月 12日	
注意事項 1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等提示(出)してください。 2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者によって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。	

(別記第4号様式)